⑹　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
①　提出方法　第１号４⑹①に同じ。
②　提出期間
ア　持参の場合　令和４年11月25日から令和４年12月９日までの午前９時から午後５時までとする。ただし、最終日については、午前９時30分までとする。
イ　郵送又は託送の場合　令和４年11月25日から令和４年12月８日までの午前９時から午後５時までとする。ただし、最終日については、午後４時までとする。
③　提出場所　第１号４⑹③に同じ。
5　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　第１号５⑴に同じ。
⑵～⑰　第１号５⑵～⑮、⑰～⑱に同じ。
6　Summary (NO. 2)
⑴, ⑵, ⑷, ⑸ and ⑹　The same with notice above (NO. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Restoration works of Ejiri pump station, National project for agricultural irrigation facilities restoration in Kakuda

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和４年９月６日
支出負担行為担当官
北陸地方整備局長　内藤　正彦
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名
①　工事　朝日温海道路11号トンネルその２工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
②　工事　鷹ノ巣道路１号トンネル工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所
①　工事　新潟県村上市堀之内地先～中浜地先
②　工事　新潟県岩船郡関川村大字下川口地先～大内渕地先
⑷　工事内容
①　工事
トンネル工（ＮＡＴＭ掘削・支保）　789m
覆工・防水工　87m
インバート工　789m
坑内付帯工　１式
仮設工　１式
②　工事
トンネル工（ＮＡＴＭ掘削・支保）　759m
覆工・防水工　174m
インバート工　721m
坑内付帯工　１式
仮設工　１式
⑸　工期
①　工事　契約締結の翌日から1,160日間
②　工事　工事の始期から1,000日間
（ただし、令和５年３月31日（工事開始期限）までに工事を開始すること。なお、工事の開始とは工事の始期をいう。）
⑹　工事の実施形態
１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定するものである。
①　本工事は、施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。
②　本入札公告に記載の工事は、同種工事である複数の工事を一括して公告し審査する「一括審査方式」の試行工事である。
③　本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。
④　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
⑤　本工事は、労務費見積尊重宣言の取り組みを行う試行工事である。
⑥　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
３）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。
４）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。
５）本工事は、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の義務化工事である。
６）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
７）本工事は、週休２日の取り組みを前提とした試行工事（発注者指定方式）である。
８）本工事は、発注者が提示する新技術の活用を図る新技術活用工事である。
９）本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。
10）本工事は、ＣＣＵＳ義務化モデルの試行工事である。
11）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。
12）本工事は、生産性向上チャレンジの試行対象工事である。
13）①工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。
14）本工事は、施工者と契約した第三者による品質証明の試行工事である。
15）本工事は、ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ道路土工、発注者指定型）である。
16）②工事は、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる余裕期間（任意着手方式）工事である。
17）本工事は、主任技術者または監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を工事契約後に配置することができる試行工事である。
2　競争参加資格
下記⑴に掲げる一次審査に係る評価の結果により競争参加資格を満たす者について、入札への参加を認める。
⑴　一次審査　下記１）～13）の要件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年９月６日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長から①工事にあっては、「朝日温海道路11号トンネルその２工事に係る特定建設工事共同企業体」、②工事にあっては、「鷹ノ巣道路１号トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体」としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「特定ＪＶ」という。）、又は下記１）～13）の要件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であり、企業の技術力について記載した申請書及び資料を提出した者で、下記１）～13）までの要件を満たす者のうち企業の技術力評価の評価点合計が高い順に15者までとする。（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）
また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ15者に追加して選抜するかどうかを決定する。
１）予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和３・４年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
３）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和３・４年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。